

エネルギー価格高騰支援金(追加分) <事業者向け>

エネルギー価格高騰の影響による負担の軽減を図るため、今冬の4カ月分(12月～3月分)の支援として「エネルギー価格高騰支援金」(追加分)の申請を受け付けています。



市ホームページ

対象者	令和5年度実施の「上越市エネルギー価格高騰支援金」(前回支援金)の受給要件*を満たすものの、申請していない事業者 ※受給要件…現に継続して事業・営業を行っている市内に事業所を有する「中小企業」「個人事業主」「公益法人」「農林水産事業者」など ※前回支援金を受給した事業者は、追加分を既に支給済み(手続き不要)
支給額	令和4年の確定申告または直近事業年度の決算書に記載されている光熱水費・燃料費の合計額の26.8%に相当する額(上限額:30万円)に3分の1を乗じた額(上限額:10万円)
申請方法	2月29日Ⓢ(必着)までに産業政策課へ提出 ※申請書類は市ホームページからダウンロードできます
提出・問合せ	産業政策課(☎025-520-5729、〒943-8601 木田1-1-3)



上越市農業経営継続支援金 <農業者向け>

令和5年夏の少雨と高温による農作物への影響とともに、物価高騰による農業生産資材費の高止まりが続いているため、次年度の営農継続に向けた「農業経営継続支援金」を給付します。



市ホームページ

対象者	下記の全てに該当する人 ・市内の農地などで耕作をしている農業者など(個人事業主、農業法人、農事組合法人、兼業農家など) ・令和4年の確定申告書の販売金額または直近事業年度の決算書の売上額が、1円以上あること ・現に継続して農業を行い、給付決定後も継続する意思があること
支給額	令和4年の確定申告書または直近事業年度の決算書に記載されている生産資材費「種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農業衛生費、諸材料費」の合計額の18.0%に相当する額(上限額:20万円) ※ただし、令和5年および令和6年に収入保険または農業共済などに加入していない農業者などは、算定した支援金額の2分の1
申請方法	1月29日Ⓢ～2月29日Ⓢ(消印有効)の間に上越市農業経営継続支援金コールセンターへ郵送 ●申請書類の入手方法 ①市ホームページからダウンロード ②提出先に電話し、郵送で受け取り ③農政課、各総合事務所、南・北出張所、JAえちご上越本店・各支店、各営農センターなどの窓口で入手
提出・問合せ	上越市農業経営継続支援金コールセンター (☎025-522-6233、〒943-0834 西城町2-10-25 大島ビル2階)

